

## 第六三回

### 参第一号

#### 出産手当法（案）

#### 目次

##### 第一章 総則（第一条）

##### 第二章 出産手当の支給（第二条 第七条）

##### 第三章 不服申立て（第八条 第十条）

##### 第四章 雑則（第十一条 第十八条）

##### 附則

##### 第一章 総則

##### （趣旨）

第一条 この法律は、出産が次代の社会をになうべき者の出生をもたらすという重要な意義を有するものであることにかんがみ、出産に関して必要な費用にあてるための出産手当を国が支給することとし、これに必要な事項を定めるものとする。

##### 第二章 出産手当の支給

##### （出産手当）

第二条 国は、出産手当を支給する。

2 出産手当は、第一期出産手当、第二期出産手当及び第三期出産手当とする。

##### （第一期出産手当）

第三条 第一期出産手当は、日本国内に住所を有する者が妊娠第四月に達した場合に、その者に対して支給する。

2 第一期出産手当の額は、五千元とする。

##### （第二期出産手当）

第四条 第二期出産手当は、日本国内に住所を有する者が妊娠第八月に達した場合に、その者に対して支給する。

2 第二期出産手当の額は、一万五千元とする。

##### （第三期出産手当）

第五条 第三期出産手当は、日本国内に住所を有する者が出産した場合に、その者に対して支給する。

2 第三期出産手当の額は、三万円とする。ただし、妊娠第六月以前に出産した者に対するものにあつては、二万円とする。

3 人工妊娠中絶によつて出産した者に対しては、第一項の規定にかかわらず、第三期出産手当は、支給しない。

##### （認定）

第六条 出産手当を受ける権利は、これを受けようとする者の請求に基づいて、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が認定する。

( 出産手当を受ける権利の受継 )

第七条 出産手当を受ける権利を有する者が死亡した場合においてその者がその死亡前に出産手当の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の出産手当を請求することができる。

2 前項の場合において同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした出産手当の請求は全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした出産手当を受ける権利の認定は全員に対してしたものとみなす。

### 第三章 不服申立て

( 異議申立て )

第八条 市町村長のした出産手当の支給に関する処分に不服がある者は、市町村長に異議申立てをすることができる。

( 決定をすべき期間 )

第九条 市町村長は、前条の異議申立てがあつたときは、六十日以内に、当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

2 異議申立人は、前項の期間内に決定がないときは、市町村長が異議申立てを棄却したものとみなすことができる。

( 不服申立てと訴訟との関係 )

第十条 市町村長のした出産手当の支給に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する市町村長の決定を経た後でなければ、提起することができない。

### 第四章 雑則

( 時効 )

第十一条 出産手当を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

( 不正利得の徴収 )

第十二条 偽りその他不正の手段により出産手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、次項に定めるものを除くほか、市町村民税の徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部(同項において準用する国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第九十七条の規定による延滞金を含む。)をその者から徴収することができる。

2 国民年金法第九十六条第一項、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。

( 受給権の保護 )

第十三条 出産手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

( 公課の禁止 )

第十四条 租税その他の公課は、出産手当として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

( 出産手当の支払 )

第十五条 出産手当の支払に関する事務は、政令の定めるところにより、市町村長に取り扱わせるものとする。

(費用)

第十六条 国は、政令の定めるところにより、市町村(特別区を含む。)に対し、出産手当の支給及び市町村長がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

(実施命令)

第十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(再検討)

第十八条 出産手当の額は、少なくとも三年ごとに検討し、出産に必要な経費の額に変動があつた場合には、これに応じて必要な改定の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 第三条及び第四条の規定は、この法律の施行の際現に妊娠している者で当該妊娠につきこの法律の施行前にそれぞれ第三条第一項及び第四条第一項に定めるところに該当したのものについても適用する。ただし、その者がこの法律の施行の際現に日本国内に住所を有しない場合は、この限りでない。

3 前項に規定する者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による生活扶助において当該妊娠につき妊産婦加算を受けていた場合においては、当該加算額の合計額を、同項の規定により支給すべき出産手当の額から控除する。

(社会保険各法による分べん費等の支給等についての暫定措置)

4 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の規定による分べん費(配偶者分べん費を含む。)、出産費(配偶者出産費を含む。))及び助産費の支給は、当該出産又はこれに係る妊娠につき出産手当が支給される場合には、その支給される出産手当の総額の限度において、当分の間、行なわない。

5 国民健康保険法の規定による助産の給付は、当分の間、行なわない。

(児童福祉法等の一部改正)

6 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「助産施設、」を削る。

第二十二条を次のように改める。

#### 第二十二条 削除

第二十五条の二各号列記以外の部分中「、その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者」に、同条第三号中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改める。

第二十六条第一項各号列記以外の部分中「、その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者」に、同項第四号中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改める。

第三十二条第二項中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改める。

第三十六条を次のように改める。

#### 第三十六条 削除

第四十九条の二中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条、第二十四条」に改める。

第五十条第六号中「助産施設、」を削り、「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改め、同条第六号の二中「第二十二条及び」及び「助産施設又は」を削る。

第五十一条第一号中「第二十二条、」及び「助産施設、」を削る。

第五十六条の二第一項第二号中「、その保護者又は妊産婦」を「又はその保護者」に改める。

第五十八条の二中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条又は第二十四条」に改める。

第五十九条中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条若しくは第二十四条」に改める。

第五十九条の三中「第二十二条及び」を削る。

- 7 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。  
第二条第三項第二号中「助産施設、」を削る。
- 8 この法律の施行前に出産し、引き続きこの法律による改正前の児童福祉法第二十二条の規定により助産施設に入所している者に関しては、なお従前の例による。  
（地方財政法の一部改正）
- 9 地方財政法（昭和三十二年法律第九号）の一部を次のように改正する。  
第十条の四第七号中「船員保険」の下に「、出産手当」を加える。  
（厚生省設置法の一部改正）
- 10 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。  
第十三条中第二号の二の次に次の一号を加える。  
二の三 出産手当法（昭和四十五年法律第 号）を施行すること。

## 理 由

出産が次代の社会をになうべき者の出生をもたらすという重要な意義を有することにかんがみ、国が出産手当を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約千億円の見込みである。